

京都大学桂図書館における国立国会図書館
「図書館向けデジタル化資料送信サービス」利用内規

令和2年4月1日
桂図書館長裁定制定

(趣旨及び適用範囲)

第1条 この内規は、京都大学桂図書館利用規程第30条の規定に基づき、京都大学桂図書館における国立国会図書館の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」(以下「資料送信サービス」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 資料送信サービスを利用することができる者は、京都大学桂図書館利用規程第3条第1項第1号から第4号までに掲げる者とする。

2 資料送信サービスの利用を希望する者は、京都大学が発行する職員証又は学生証、京都大学附属図書館が発行する図書館利用証その他前項の利用資格を有することを証明するものを提示しなければならない。

(利用目的)

第3条 資料送信サービスは、学習、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限り利用することができる。

(利用時間)

第4条 資料送信サービスの利用時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日は資料送信サービスの利用を休止する。

- (1) 休館日
- (2) 館長が特に必要と認めた日

(閲覧利用)

第5条 資料送信サービスによって提供される資料のデジタル化画像(以下「資料画像」という。)の閲覧は、図書館内の所定の場所において所定の機器(以下「閲覧機器」という。)により行うものとする。

2 資料送信サービスを利用する者(以下「利用者」という。)の行う閲覧機器の操作は、資料の検索及び資料画像の閲覧に限るものとし、それ以外の操作は桂図書館の職員が行うものとする。

(複写利用)

第6条 資料画像の複写を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記入して、館長に提出しなければならない。

- 2 複写は、桂図書館の職員が、A3判以下の用紙への印刷出力により行うものとする。
- 3 複写の範囲及び部数は、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条第1項第1号の規定によるものとする。

(複写料金)

第7条 前条の複写を利用する者は、複写料金を前納しなければならない。

2 一旦納付した複写料金は、いかなる理由があっても還付しない。

3 複写料金の額は、京都大学文献複写規程（平成16年4月1日総長裁定）別表の「電子複写方式による文献複写（白黒）」又は「電子複写方式による文献複写（カラー）」の規定を準用する。

(遵守事項)

第8条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 資料の検索及び資料画像の閲覧以外の閲覧機器の操作を行わないこと。

(2) 第6条による複写を除き、資料画像の複写、複製、撮影等を行わないこと。

(3) その他桂図書館の職員の指示に従うこと。

(その他)

第9条 この内規に定めるもののほか、資料送信サービスの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。